



23建第 876 号
平成24年3月23日

関係団体各位

長崎県土木部建築課長



平成24年度建築・住宅工事の事故防止対策の取り組み方針について（通知）

早春の候、ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本県の建築・住宅行政にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、建築・住宅工事の事故防止対策については、貴団体におかれましても日頃より貴下会員へのご指導をいただいているところですが、平成23年度、建築・住宅工事関係の事故が頻発したことを踏まえ、監督職員、施工者の安全意識の向上及び工事現場における安全確保、労働災害の防止を目的に別添のとおり平成24年度の取り組み方針を定めたので通知します。

つきましては、貴下会員に対して標記取り組み方針への協力となお一層の安全対策の徹底をご指導いただきますようお願いします。

担当：土木部建築課計画指導班 谷川

平成 24 年度建築・住宅工事の事故防止対策の取り組み方針について

1. 目的

平成 23 年度、建築・住宅工事関係の事故が頻発したことを踏まえ、監督職員、施工者の安全意識の向上及び工事現場における安全確保、労働災害の防止を目的に以下の取り組みを行う。

2. 目標

建築・住宅工事関係の無事故・無災害の達成を目標とする。

3. 重点項目

昨年度発生した事故の内容を踏まえ、以下を重点項目とする。

- ① 墜落・転落災害の防止
- ② 建設機械等事故の防止
- ③ 第 3 者の対する公衆災害の防止

4. 実施項目

(1) 安全意識の向上について

① 監督職員に対する安全研修の実施

毎年実施している営繕研修の中で、安全管理に関する知識及び安全点検の実施方法等について安全研修を実施する。

② 施工者に対する指導（別添「安全安心パトロール支援（試行）」の活用）

（財）長崎県建設技術研究センターが実施している「安全安心パトロール支援（試行）」を活用し、施工者に対し支援等を受けるように推奨する。

(2) 工事現場の安全点検等について

① 監督職員による安全点検

監督職員は工事現場に行った時には、作業状況を把握すると共に、随時安全点検を実施し、現場の危険箇所や作業員の不安全行動が見受けられた場合は、施工者に対して改善を指示し是正させる。

② 現場一斉安全パトロールの実施

工事担当課長をはじめ監督職員等による工事現場の一斉安全パトロールを年 2 回程度実施し、現場における危険箇所、安全対策等について点検・指導を行う。

③ 合同安全パトロールの実施

(2) 安全研修や安全パトロールの実施計画については、別途定める。

建築・住宅関係工事事故発生件数(3/15現在)

(地方機関発注分を含む)

□各年度事故発生件数

	合計	内 工事関係者事故		内 公衆災害 事故
			内 重大事故※ (死亡事故)	
H20年度	5件	0件	0件(0)	5件
H21年度	2件	1件	1件(0)	1件
H22年度	3件	0件	0件(0)	3件
H23年度	7件	5件	4件(0)	2件

※重大事故は、死亡事故
及び休業4日以上

□月ごとの発生件数

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
H22	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	3
累計	0	0	0	1	1	2	3	3	3	3	3	3	
H23	0	1	1	1	1	0	1	1	0	1	0	0	7
累計	0	1	2	3	4	4	5	6	6	7	7	7	